

宇都宮市工事等成績評定審査委員会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「宇都宮市工事成績評定通知実施要領」及び「宇都宮市委託業務成績評定通知実施要領」の規定に基づき設置する工事等成績評定審査委員会(以下「委員会」という。)の設置及び運営に関して必要な事項を定める。

(設置)

第2条 委員会は、本庁に設置する。

(所管事務)

第3条 委員会は、「宇都宮市工事成績評定実施要領」、「宇都宮市工事成績評定通知実施要領」及び「宇都宮市委託業務成績評定実施要領」、「宇都宮市委託業務成績評定通知実施要領」に基づき、受注者に通知した評定点について、受注者から説明を求められた場合の回答に関する事項を審査するものとする。

(組織)

第4条 委員会は、委員長及び委員をもって構成するものとする。

委員長 検査室長

委員 審査対象とする部の部長、次長、筆頭課長、総務担当主幹及び主管課長

2 委員長は、前項で定めるものの他、必要と認める者を委員に加えることができる。

(職務)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故あるとき又は委員長が不在若しくは欠けるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

3 委員が事故あるときは又は委員が不在若しくは欠けるときは、当該委員があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委員会の招集)

第6条 委員会は、委員長が必要と認めたとき、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を委員会へ出席を求めることができる。

3 委員会は非公開とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、検査室において行うものとする。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。